

宜野湾市民会館使用料減免申請書兼伺書

平成 24 年 4 月 1 日

宜野湾市教育長 殿

住 所 沖縄県宜野湾市野嵩一目1番2号

団体名 生涯学習課

氏 名 宜野湾 太郎

電 話 098-893-4433



次のとおり、使用料の減免を受けたいので、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)第11条第3項の規定により申請します。

| | |
|------------------|---|
| 使用施設名 | 1. 大ホール 2. 会議室 3. その他() |
| 使用日時 | 平成 24 年 5 月 1 日 (水 曜日) 9 時から 22 時まで |
| | 平成 年 月 日 (曜日) 時から 時まで |
| | 平成 年 月 日 (曜日) 時から 時まで |
| | 平成 年 月 日 (曜日) 時から 時まで |
| | 平成 年 月 日 (曜日) 時から 時まで |
| 使用目的 (催し物の名称) | 生涯学習フェスティバル |
| 催し物の内容 | 琉舞・日舞・民謡・マーチング・オーケストラ・ダンス・バレエ・その他 |
| 減免申請理由 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(例1:市が主催・共催する場合) 本市が主催(共催)する行事に使用する為</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(例2:教育関連団体) 学校教育法(昭和24年法律第207号)第10号に規定する学校が教育目的の為に使用する為</p> </div> </div> <p>(添付書類等)</p> |

詳細は、宜野湾市例規第7類教育(宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(使用料の減免)第11条)を参考(宜野湾市HPから)

| | | | | | | | | |
|---|----------|-------|---------|---------|----|----|---|------|
| 決 | 正規の使用料 | 減免割合等 | 減免する使用料 | 減免後の使用料 | | | | |
| | 円 | | 円 | 円 | | | | |
| 施行規則第11条第1項 号の規定により上記の通り決定してよいでしょうか。 | | | | | | | | |
| 裁 | 決裁年月日 | 教育長 | 部長 | 次長 | 課長 | 係長 | 係 | 指示事項 |
| | 平成 年 月 日 | | | | | | | |